

法学研究科 先取り履修制度について

1. 先取り履修制度とは

学部4年生が、一定の条件のもとに大学院修士課程設置科目を履修する制度です。（博士課程科目は履修できません。）

2. 対象学生

法学研究科への進学を希望する学生です。合格していることは、条件ではありません。

3. 先取り履修科目の取り扱い

すべて自由科目として取り扱われます。なお、評語はS, A, B, C（合格）, D（不合格）となります。法学研究科入学後に単位認定を受ける場合の評語は、G（認定）になります。

4. 履修対象科目

各専攻で履修できる科目は以下の通り異なりますので、ご注意ください。

希望する場合は、初回授業にて科目担当者から必ず許可を得てください。（※以下の履修可能な科目であっても、授業によっては許可を得られない場合もありますのでご注意ください。）

■民事法学・公法学専攻

【履修可能科目】以下の科目を除く全ての科目

- ・合同演習/総合合同演習

■政治学専攻

【履修可能科目】以下の科目が可能です

- ・特殊研究
- ・プロジェクト科目（※ただし、公共政策専攻コース設置の「プロジェクト科目Ⅰ/Ⅱ公共政策論」は除きます）

5. 履修できる単位数

最大10単位までです。

6. 取得した科目を単位認定として申請可能な期限

学部を卒業（学士号取得）してから、3年間とします。

（例：2017年3月に学部を卒業した場合には、2020年度までに法学研究科に入学すれば、単位認定を受けることができます。）

7. 履修登録と履修取消

履修登録は許可願の提出にもとづき学生部にて行います。一度登録された科目の取消はできません。

8. 大学院入学試験について

先取り履修制度と大学院入学試験・入学考査には全く関係はありません。

9. 大学院入学後の単位認定について

先取り履修をして合格した科目については、大学院修士課程入学後、単位認定を申請することができます。申請に基づき、法学研究科委員会が認定します。認定科目の上限は10単位です。認定科目の評語はG（認定）になります。なお、先取り履修で合格した科目について、単位認定を申請しないことも可能です。

10. シラバス、時間割の閲覧について

学部生配布用の冊子はないため、keio.jp→教育支援システム→講義要綱・シラバス・時間割の検索メニューより検索するか、学生部にて閲覧してください。なお、シラバスはWebシラバスに掲載されているものが詳細版です。

以上

最終更新：2017年1月25日